

平成29年 9 月25日

第 103 回 遠野市農業委員会総会議事録

第103回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年9月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号
会議年月日 平成29年9月25日
会議の場所 遠野浄化センター会議室
出席委員 2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、5番 奥寺晴夫、
6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、
10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、14番 千葉勝義、
15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、17番 北湯口進、18番 阿部正嗣、
19番 小向幸子、20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、
23番 田中ナオ子、24番 濱田平八郎、26番 多田和敏、27番 古屋敷徳夫、
28番 白岩正義、29番 菊池康祝、30番 佐々木誠一、31番 佐々木敦緒
欠席委員 1番 菅原一雄、13番 鬼原壽一、25番 綱木秀治

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第103回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について
議案第34号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第38号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第39号 農業委員会会長職辞職願に対する同意について
会長の互選について
会長職務代理者の互選について
議席の決定について
専門委員会委員の互選について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を14番、千葉勝義委員に願います。</p>
委 員	<p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は27名であります。定足数に達しましたので、第103回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。1番、菅原一雄委員、13番、鬼原壽一委員、25番、綱木秀治委員の3名からは欠席の届出がありこれを了承したのでご報告いたします。なお、17番、北湯口進委員からは遅れる旨の報告がありこれを了承したので併せて報告を申し上げます。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。 8月30日、秋田県の農業委員会の視察研修がありまして、会長と会長職務代理者で対応させていただきました。 平成29年度遠野市農業再生協議会臨時総会がありまして、これに出席をしました。 9月3日、遠野市役所本庁舎落成式及び祝賀会に、会長と職務代理者、農地専門委員長、農政専門委員長に案内がありましたので出席をさせていただきました。 9月8日から22日まで、平成29年9月遠野市議会定例会が新しくなった議場で開催されまして、本会議に出席いたしました。一般質問が菊池由紀夫議員からありまして、新法に対して、改正になったことに対して、会長はどのように捉えているかという質問でありまして、かなり農業委員会の業務が難しくなるということと併せて、農業委員会の新法説明会を市内8カ所で開いたわけですが、その中で農業委員会の報酬が安すぎるのではないかという意見もありましたので、これを踏まえて、検討委員会で議論したけれど認めていただけなかったということが残念でならないというふうな答弁をさせていただきました。 9月14日、岩手県農業会議常設審議委員会に出席をさせていただきました。 9月15日、チャタヌーガ市・遠野市姉妹都市締結祝賀会がありましたのでこれに出席をいたしました。素晴らしい交流会でありまして、チャタヌーガ市に米とか野菜とかの貿易が可能になるのではないかというやり取りもしているということで、非常に良いことだと思ったところであります。 以上で、私が会長として出席した会議等を説明させていただきました。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>お手元に配布しております、遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思っております。これに基づきまして報告をいたします。 9月4日、平成29年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会が北上市で開催されました。委員21名出席でございます。 9月6日、平成29年度第4回運営委員会を開催いたしまして、先ほど会長からお話がありましたが、事後ではありましたが、条例改正案につきまして運営委員会で協議したところでございます。 9月9日、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰農林水産省農村振興局長賞受賞祝賀会を開催したところ、多数のご来賓、委員の皆様に参加していただきました。58名の参加でございました。 9月11日、農地法等申請締切日でありまして、15日に農地転用等現地確認調査を実施してございます。その結果につきましては本日の議案として上程してございます。 9月20日、本日提案いたします議案について、第5回運営委員会を開催し審議したところでございます。</p>

	<p>本日、第 103 回遠野市農業委員会総会、第 1 回農業委員会研修会を開催する予定でございます。</p> <p>9 月 26 日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>9 月 28 日、女性農業者「農地・農業に関する勉強会」を開催します。</p> <p>10 月 1 日、市制施行 12 周年記念功労者表彰式が開催されます。会長他委員にご案内が来ていると連絡を受けております。</p> <p>10 月 7 日、東京都武蔵野市農業委員会研修視察があります。内容といたしましては、遠野市農業委員会と意見交換をしたいということでございますし、また、現地も見させていただきたいということであります。なお、本日研修会終了後に若干お残りいただきまして、内容等につきまして次長から説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>10 月 10 日、農地法等申請締切日。</p> <p>10 月 12 日、岩手県農業会議常設審議委員会が開催されます。</p> <p>10 月 16 日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>第 104 回遠野市農業委員会総会は、10 月 25 日に開催予定でございます。</p> <p>そして 10 月 31 日に本年度の上閉伊地方農業委員研修会を大槌町で開催する予定でございます。</p> <p>11 月 10 日、岩手県農業委員会大会でございます。</p> <p>11 月 17 日から 19 日につきましては、遠野市農業委員会県外研修で、今年度事業計画説明の際にもお話をしてございましたが、熊本県菊池市の耕作放棄地解消対策、農地集積についての研修ということで、計画をしているところでございます。これについて、その他のところで説明させていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>【報告】</p> <p>次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出案件は専決処分いたしましたので、その内容を事務局長から報告いたします。</p>
事 務 局 長	<p>報告第 1 号について説明いたします。議案書 1 ページは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された 3 名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長が専決処分をし、届出者に受理通知書を投稿しておりますので、同条第 3 項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局長から報告ありましたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局にその内容を報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>2 ページでございます。報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告いたします。</p> <p>番号 1 番、農業経営基盤強化促進法による全部解約です。新たな借人につきましては現在調整中となっております。以上報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告ありましたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>次に議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、</p>

	配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に15番、佐々木幸悦委員、16番、菊池由雄委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長	<p>3ページです。第103回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計5件、21,949㎡。</p> <p>利用集積、今月計2件、13,313㎡。</p> <p>法第4条、今月計3件、1,847㎡。</p> <p>4ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計3件、4,883㎡。</p> <p>適用外、なし。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、3,356㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に、日程第2、議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>5ページでございます。議案第34号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、譲渡人は遠隔で耕作不便であり、親戚である譲受人に贈与により譲り渡すものでございます。</p> <p>番号2番、3番は、譲受人と譲渡人は兄弟であり、兄弟で話し合いにより譲受人にそれぞれの持分を譲り渡すこととなったためのものであります。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>番号4番、後継者である子への生前贈与でございます。</p> <p>番号5番、譲渡人は後継者もなく、譲渡人は相手方の要請により規模拡大のため譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
6番委員	<p>6番、萩野です。15日午前8時半から地元委員3名、事務局2名で現地の確認に行ってきました。場所が遠野市の■■■から南東方面に直線で約300メートルの山間の農地です。説明にもあったとおり、譲受人と譲渡人は親戚同士で、譲渡人は宮城県に住んでいますのでなかなか管理が難しいとのことで譲受人に譲り渡すものです。何ら問題ないものと思われまますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>

9 番 委 員	9 番、菊池です。15 日、委員 4 名、事務局 2 名で現地確認いたしました。2 番、3 番は一括して説明いたします。場所は■■■■■の東側、■■■■■の北側の農地です。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	●●地区担当委員をお願いします。
26 番 委 員	26 番、多田です。5 番の案件ですが、譲受人は菌床椎茸をメインに農業をやってございまして、譲り受けた田につきましては■■■■■が委託管理して、また継続管理するという形になっておりまして、何ら問題ないと判断してきました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
29 番 委 員	29 番、菊池です。教えていただきたいと思います。2 番と 3 番の案件なのですが、それぞれ 4 人で売買の金額が出ておりますが、これはどういうふうな売買の支払なのか教えていただきたい。
農 地 係 長	お答えいたします。売買金額につきましては譲受人、譲渡人で話し合いによりこの金額になったということございまして、持分であるということが考えられますけれども、配分につきましては把握しておりませんでした。
議 長	補足をさせていただきますけれども、農業委員としては売買価格が適正なのかどうかの判断であります。従って、持分の面積で権利があるわけでありまして、その方々へ協議をもって配分されるものと推測をしております。 よろしいでしょうか。その他ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 34 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 3】 続きまして、日程第 3、議案第 35 号、「農地法利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	7 ページでございます。議案第 35 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より、遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 2 件でございます。 1 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 2 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 申請の詳細につきましては、議案書に記載の通りですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であり、集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。
議 長	暫時休憩いたします。

		(休憩)
議	長	再開いたします。説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	よろしいですか。お諮りいたします。議案第 35 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 4】 続いて、日程第 4、議案第 36 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	8 ページでございます。議案第 36 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、宅地拡張を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であり第 1 種農地と判断しました。申請者は環境保全のため庭園木を植栽しようとするものであり、居宅の隣接で縁辺部であるため適地としたもので、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。 番号 2 番、賃貸住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は市街地に隣接した小集団の農地であり、第 2 種農地と判断しました。申請者は市内中心部からの距離も比較的近く、賃貸住宅の需要も多く見込まれている地域であるため、当申請地を適地としたもので、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金、融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資申込受付証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件につきましては 10 ページ、議案第 38 号、番号 1 番と関連しております。 番号 3 番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は現居宅が老築化したことにより住宅を建築しようとするもので、自己所有の現居宅の隣接地であることから当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する集落接続該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上 3 件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員お願いたします。
9 番委員		9 番、菊池です。 番号 1 番については、宅地に続いている土地を申請しております。何ら問題ないと思っております。 番号 2 番、先ほど事務局から説明あったとおり、10 ページの番号 1 番ですけれども、

	<p>■■■■■から貸していた土地を都合により返されたということでありませう。その土地に賃貸住宅を建てることになリます。 ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>●●●地区担当委員お願ひします。</p>
14 番委員	<p>14 番、千葉です。3 番の案件ですけれども、事務局 2 名、農業委員 2 名で現地を確認してございませう。内容については事務局の説明のとおりでございませう、何ら問題ないものと思ひませう。終わリませう。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で現地確認調査結果の説明が終わリませう。これより質疑に入リませう。質疑ございませうか。</p>
29 番委員	<p>29 番、菊池です。事務局にお伺ひしますが、この 1、2、3 番の申請が出された日がお分りでしたら教えていただきたいませう。</p>
農地係長	<p>9 月 11 日でございませう。</p>
29 番委員	<p>議題からちょっとずれませうが、他には申請なかつたですか。うちの近くで、申請を出して未だかかつてないという問い合わせが私のところに来るのですが、他には出てないですか。</p>
議 長	<p>4 条関係ですか。自分の土地に自分で転用しようとするものですか。</p>
29 番委員	<p>そうです。</p>
農地係長	<p>申請締切日が 9 月 11 日となつてございませう、9 月 11 日付けで申請したものは今回 3 件ということだす。</p>
29 番委員	<p>後で確認します。</p>
議 長	<p>よろしいですか。その他ございませうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 36 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よつて、議案第 36 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【議案第 5】 ついで、日程第 5、議案第 37 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせませう。</p>
農地係長	<p>9 ページでございませう。議案第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございませう。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めものございませう。 番号 1 番、駐車場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は遠野に移住するため住宅を購入しましたが、宅地に駐車スペースがなく、車での進入等に駐車場が必要であり、住宅に隣接した当申請地を適地として選定した</p>

22 番委員	そうすると、移住してきて、農業をすることは限らないということですか。
農地係長	今の時点では分かりかねます。
22 番委員	はい、分かりました。
議長	今の説明ですが、一般住宅で申請になったか、農家住宅で申請になったかは。一般住宅ですか。
農地係長	はい。
議長	この申請内容から判断しますと、一般住宅。おそらく農家以外の方なのではないかと判断します。 その他質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 37 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第 6】
議長	続いて、日程第 6、議案第 38 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	10 ページでございます。議案第 38 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番は、テナント誘致が不調のため事業計画を変更し、借地の一部を地主に返還しようとするものです。 番号 2 番は、風力発電事業の風速計のデータを基に解析を行った結果、さらに詳細なデータ収集が必要になったことから、事業計画期間を平成 32 年 9 月までに延長しようとするものです。 以上 2 件、ご審議よろしく申し上げます。
議長	説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第 7】
議長	議事日程第 7、この案件については自己案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定により、会長である私は退席させていただきます、農

	<p>業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議長を佐々木誠一会長職務代理者に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長代理	<p>会議を再開いたします。</p> <p>ご苦勞様でございます。会長職辞職願の件に関しましては、ただ今議長を交代いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第7、議案第39号、「農業委員会会長職辞職願に対する同意について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局長	<p>議案第39号、農業委員会会長職辞職願に対する同意について、農業委員会会長から平成29年9月30日をもって会長職を退任することの辞職願の提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第2項の規定により同意を求めるものでございます。なお、農業委員会に関する法律第13条第2項では、会長は正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て会長を辞任することができるという規定となっております。</p> <p>平成29年9月25日提出、遠野市農業委員会会長職務代理者 佐々木誠一。</p> <p>以上でございます。</p>
議長代理	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長代理	<p>会議を再開いたします。質疑は省略しまして直ちに採決いたします。議案第39号、9月30日をもって退任することについて、佐々木敦緒農業委員会会長から提出のあった会長職辞職願に対し、同意することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長代理	<p>ご異議なしと認め、議案第39号、佐々木敦緒農業委員会会長の会長職辞職は同意することに決しました。</p> <p>それでは、佐々木敦緒会長の入室をお願いいたします。議長を佐々木敦緒会長に交代いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>【日程第8】</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>それでは、日程第8、会長の互選について、を議題といたします。局長から説明を求めます。</p>
事務局長	<p>会長の互選について、説明いたします。先ほど議案39号、農業委員会会長職辞職願に対する同意について承認されたことによりまして、新会長の互選が必要になります。農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は委員が互選したことをもって充てるとあります。選挙による方法では、公職選挙法の規定によりまして、有効投票数の最高得票者が当選人となることとされておりまして、また、もう1つは地方自治法第118条第2項に基づく指名推薦の方法による場合もあり、特定の者を予め指名して、これを当選人と定めて良いかどうかを会員に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り投票を用いないでそのものを当選人とするというものでございます。この方法につきましては、選考委員会を設置して互選する方法、又は出席委員全員から互選方法を、例え</p>

		ば推薦でありますとか立候補とか、互選方法を協議のうえ決定する方法がございます。以上、説明いたします。
議	長	ただ今、局長より説明がありましたとおり、会長の互選方法は、公職選挙法第95条の規定による「選挙の方法」と、地方自治法第118条第2項による「指名方法」がございます。そこで提案いたします。会長互選方法は選挙によらず、選考委員会を設置して「指名推薦」の方法としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。指名推薦の方法にご異議ございませんでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め選考委員を選出したいと思います。選考委員は各町から1名、農協と共済、改良区の団体推薦から1名、議会推薦から1名、合計11名で組織したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め、会議を休憩してそれぞれ選考委員を選出してもらいたいと思います。それでは、暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。選考委員11名の推薦がありましたので、名前を読み上げます。
事務局次長		選考委員の方々、お名前を読み上げます。遠野町 鈴木重徳委員、松崎町 白岩正義委員、綾織町 阿部正嗣委員、小友町 奥友康悦委員、附馬牛町 新田佐悦委員、土淵町 似田貝順一委員、青笹町 奥寺晴夫委員、上郷町 山崎登久昭委員、宮守町 佐々木幸悦委員、団体推薦 菊池康祝委員、議会推薦 田中ナオ子委員でございます。
議	長	ただ今、次長の方から読み上げた方々を選考委員に推薦することでご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め、直ちに会長候補を協議する選考委員会を開催してください。それでは暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。選考委員長から報告を求めます。
10番委員		選考委員長の奥友です。報告をいたします。新しい会長には、佐々木誠一委員を推薦いたします。農業委員会会長となりますと、多岐に渡る農業問題、あるいは行政との問題、色々この分野は広いと思いますが、十分にその力を発揮していただけるものと確信をいたしまして推薦いたします。
議	長	それでは、委員の皆様にお諮りいたします。ただ今選考委員長の奥友委員から会長に

		職務代理者である佐々木誠一委員ということで推薦をいただきましたが、このように決定してよろしいでしょうか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ありがとうございました。ご異議なしと認め、会長に佐々木誠一委員が選出されました。それでは、選任されました佐々木誠一委員から就任のご挨拶をいただきます。なお、新会長の任期は10月1日からとなります。
職務代理者		ご推薦ありがとうございました。私から要望が2点程ございます。 遠野市農業委員会として信頼の失墜ということがないように、1人1人が主役でございまして、その目標に向かって進んでほしいということです。ましてや、陰で批判をしたりすることがないように、1人1人が主役としてお力を発揮してほしいということです。 もう1つ、現会長には、私はずっとそばにいましたけれども、農業委員会に対する権利等これくらい知っている人も他にはいないなど見ていました。そういうことで会長にはこの先、運営委員会等々ありますので、助言、ご指導等いただければ、私としてはその辺を仰ぎたいというふうに思います。以上でございます。
議	長	次に、佐々木誠一委員が会長に選任されたことで、会長職務代理者の職が失効になります。つきましては、会長職務代理者が空席となりますので、日程にはございませんが、引き続き会長職務代理者の選任を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選について上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	長	会長の職務を代理する者の互選について、説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたとき又は事故あるときは委員が互選したものがその職務を代理すると規定されております。先ほど会長職務代理者が会長に互選されたことによりまして、会長職務代理者の互選が必要となります。会長と同様に、選挙による方法では公職選挙法第95条の規定により、有効投票数の最高得票数等が当選人になるとされております。もう1つの方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦の方法による場合であります。特定の者を予め指名して、これを当選人と定めるかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限り、投票を用いないでその者を当選人とするというものでございます。これにつきましては、選考委員会を設置して互選する方法、又は、出席委員から互選方法を協議のうえ決定する方法がございます。以上説明いたします。
議	長	ただ今局長より説明がありましておおり、会長の互選方法と同様に、会長職務代理者の互選につきましても選考委員会を設置して「指名推薦」の方法としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認め、先ほど会長互選で設置しました選考委員会にて会長職務代理者の選考協議も行ってもらうことにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認め、直ちに会長職務代理者候補を協議する選考委員会を開催してください。それでは暫時休憩します。

		(休憩)
議 長		会議を再開いたします。選考委員長から報告を求めます。
10 番 委 員		選考委員長の奥友です。報告をいたします。会長職務代理者に千葉勝義委員を推薦いたします。選考委員全員の意思決定で推薦いたします。よろしくお願いいたします。
議 長		委員の皆様にお諮りいたします。ただ今選考委員長の奥友委員から会長職務代理者に千葉勝義委員ということで推薦をいただきましたが、このように決定してよろしいでしょうか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ありがとうございます。ご異議なしと認め、会長職務代理者に千葉勝義委員が選出されました。それでは選任されました千葉勝義委員から就任のご挨拶をいただきます。
14 番 委 員		14 番、千葉です。1 期目です。実際の話、私より先輩の方々がたくさんいます。経験も積んでおります。ただ、推薦でございますので皆さんの協力を得ながら、5 カ月間、よろしくお願いいたします。
		【日程第 9】
議 長		次に、日程第 9、議席の決定についてであります。慣例により会長の議席は 31 番、会長職務代理者の議席は 30 番になっておりますので、会長に選任されました佐々木誠一委員が 31 番、会長職務代理者に選任された千葉勝義委員が 30 番、私が千葉勝義委員の議席番号 14 番ということで決定させていただきますことにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
		【日程第 10】
議 長		次に、日程第 10、専門委員会委員の互選についてであります。会長はどちらの専門委員会にも所属しないものとしておりましたので、佐々木誠一委員が会長に選任されたことに伴い、佐々木誠一委員が所属している農政専門委員会に私が配属させていただくことで決定させていただきますことにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ありがとうございます。
		【その他】
議 長		それではその他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんでしょうか。
6 番 委 員		6 番の萩野です。確認ですけれども、例年ですと 11 月頃に農林水産振興大会があったと思いますけれども、今年はどうなのか情報がありましたら教えて下さい。
事 務 局 長		昨年度は今年の 3 月ということで、台風の影響で大分時期がずれたということがありました。今年も 11 月末に例年どおり開催するということで進めていると、担当の農業振興課から話は聞いています。
議 長		よろしいでしょうか。この件については昨年かなり遅れまして、農業振興課のほうでも計画どおりやっていたかと思っております。

<p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>その他ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>事務局からは。</p> <p>それでは私のほうから2点ほど。</p> <p>まずは、会長の方からお話もありましたが、農業委員の定数条例が9月議会で議決になっております。事務的にも、私の調整不足ということもありましてご迷惑をおかけした部分もございますが、資料としてお配りをしてございます。遠野市農業委員会委員等定数条例でございます。内容につきましては、委員の定数、農業委員19名、農地利用最適化推進委員26名ということでございます。施行については公布の日からで、前の条例は廃止となりました。経過措置といたしまして、新法の適用は3月2日からでありまして、これから農業委員、農地利用最適化推進委員の募集ということでございます。報酬でございますが、組織検討会で協議しながら報酬アップを当局の方に提出しておりましたが、結果としましては、別表に記載のとおり、据え置きでございますし、農地利用最適化推進委員は月額24,000円となりました。会長職務代理者及び専門委員会委員長は月額36,700円ということで、3月2日から新法適用と共にスタートします。事前に委員会等で議論がないまま報告ということでございますけれども、このような形で、9月議会で決定したという報告でございます。</p> <p>また、先月の総会でご意見がございました地区別説明会の報告ということで、地区ごとに意見一覧をお配りしてございますので、これについては参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>私のほうからは、お配りしている資料の関係で、ご説明したいと思っております。</p> <p>1つ目は、農地パトロール及び荒廃農地調査の結果について、でございます。前回は速報値ということでお配りしましたけれども、今回は調査結果ということで表にまとまってございます。解消が67筆、75,854㎡。A区分は31筆、52,459㎡。B区分が48筆、72,143㎡。合計で146筆、200,456㎡となっております。2番に、今後のスケジュールということで、意向調査ということで進んでまいります。A区分につきましては、利用意向調査書を発出して12月末までに書面で回答いただくということで。B区分につきましては、非農地判断通知を発出してこちらも12月末までに願い出をいただくという形で進んでまいります。そして年が明けまして1月末までにABそれぞれの意向調査の結果を集約して、A区分については利用関係の調整、B区分については総会で非農地証明の決定というように進んでまいります。委員の皆様方に次の(2)でお願いでございますが、利用意向調査の発出方法でございます。市内に住所のある方に対しましては、農業委員の皆様から配達をお願いしたいと思います。回収率の向上、面談や聞き取りを含むということでご対応をいただければと思っております。市外の方については郵送ということで考えております。市の方へもこういった情報は提供します。あとはめくっていただきますと地区別の一覧表、利用意向調査、非農地判断を行う農地ということで、A区分につきましては14筆、B区分については48筆、合計で62筆105,248㎡という内容になってございます。最後に一覧表をそれぞれつけてございますので、ご覧になっていただければと思っております。</p> <p>2つ目は、岩手県農業委員会大会への参加ということで、今回通知の文書を配布してございます。29年11月10日(金)午前10時半から午後2時半まで、会場は昨年と同じ盛岡都南文化会館となっております。こちらの方は10月6日までに出欠報告を、事務局までいただければと思っております。弁当代の関係ですけれども、未だ農業会議の方から連絡が入っておりませんが、昨年は900円でしたけれども大体同じ程度かなと思っております。</p> <p>それから封筒に入れてお配りしておりましたけれども、9月分の報告書、10月10日が提出期限ということでよろしく願いいたします。</p> <p>それから、資料の方は配布してございませんでしたけれども、県外研修について、で</p>

ございます。11月17、18、19日の2泊3日、熊本県菊池市の農業委員会へということで、運営委員のメンバー6名ということでございますが、参加できない方がおりました際のメンバーの人選といったことは事務局にお任せいただきたいと思います。9月いっぱいということで市民の方々も募集になってございましたけれども、市民の枠が10名、それに農業委員会が同行するという形で考えてございます。11月17日の午後2時から5時までが菊池市の農業委員会を研修して、内容については今後向こうの事務局と詰めて行くことにしてございます。また、土、日曜日は交流が主な内容になります。あとは運営委員の皆様に残っていただいて詳しいところはご説明したいと思います。それから武蔵野市農業委員会が10月7日にいらっしゃいますけれども、こちらも運営委員会の皆様にご後残っていただいてご相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長

【閉会】

以上をもって、第103回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 5時45分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____